

4. 一般消費者等に起因する事故防止対策

② バランス型ふろがまについての注意喚起のためのリーフレット

○経済産業省は、バランス型ふろがまの使用者に向けて安心なガス機器への取り替え、使用上の注意についてのリーフレットを平成25年2月に作成、周知。

○平成25年2月21日に独立行政法人製品評価技術基盤機構で行われた「NITE・製品安全センター記者説明会」にて周知。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/lpghoansyuuchi.html

バランス型ふろがまをお使いの皆さまへ

お宅のふろがまは安全ですか？

乾電池を使用しない、点火レバー方式の古いタイプのバランス型ふろがまは、操作によっては機器内に未燃ガスが溜まり、異常着火することがあり、大変危険です。

異常着火を防ぐために、確実に点火することができる安全性が向上したあしんなガス機器へのお取替えをおすすめします。

CASE1 乾電池を使用したバランス型ふろがま

乾電池とマイコン制御によって点火する能力が上がり、確実に点火することができ、未燃ガスの溜まりを防ぐことができます。電池切れで点火能力が一定以下に低下すると、機器が停止し、ガスが出なくなるなど安全性が向上しています。

※平成23年4月にメーカー出荷されたバランス型ふろがまは、すべて乾電池とマイコン制御に変わっています。

CASE2 給湯付ふろがま(壁掛通型機器)

バランス型ふろがまの給湯気筒の配管に、給湯気筒と同じ大きさの給湯付ふろがまを設置できます。点火操作などの制御をすべて自動的にを行い、点火する能力が弱いため確実に点火することができます。点火できなかった場合でも未燃ガスを排出する機構を有しているため、安全性がさらに向上しています。なお、バランス型ふろがまを設置していた部分に機器がなくなくなるため、浴槽を広くすることもできます。

点火レバー方式の古いタイプのバランス型ふろがまはご注意ください！

⚠ 未燃ガスによる異常着火に注意

●点火操作時
口火(たね火)がなかなかつかないときに点火操作を繰り返すと機器内に未燃ガスが溜まり、異常着火により火傷などをして大変危険です。

●シャワー・追いだき時
「シャワー」や「追いだき」を使用する際に口火(たね火)がつかない場合、しばらく時間を置いてから再点火の操作をしてください。すぐに再点火の操作をすると、機器内に残った未燃ガスに引火して、大きな音や振動が発生したり、場合によってはふろがまが変形し近くにいる人に危害を加える、又は、火災に至るなど大変危険です。

⚠ 排水口のつまりに注意

排水口がつまり、ふろがまが水に浸かっていると機器内に水が浸入して、点火しにくくなったり、故障や火災の原因になります。

点火しない時は再操作をやめ、つまみを消火(止)の位置に戻して、ガス販売店等に連絡してください。

4. 一般消費者等に起因する事故防止対策

③消費者への注意喚起のためのリーフレット

○経済産業省は、消費者起因の事故防止のための以下のリーフレットを作成し、ホームページに掲載。

- ガス栓カバーによる誤開放防止
- 消費機器管理による事故防止

LPガスをご利用の皆さまへ

誤開放事故を防止するちいさな安全機器

ガス栓カバー

って、
ご存じですか。

近年、二口ガス栓でガス機器に接続されていない方の元栓を開けてしまう「誤開放」事故が増えています。誤開放はガス漏れや火災につながるおそれがあり、大変危険です。

誤開放とは、ガス機器につながっていない未使用のガスの元栓のつまみを間違えて開けてしまうことです。

未使用のガスの元栓を間違えて開けてしまわないようにガードする **ガス栓カバー**

面倒な工事は不要です！

結束バンド ガス栓カバー

「ガス栓カバー」について詳しくは、LPガス販売店へおたずねください。

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/files/gokaihou.pdf

ガス栓カバー

消費機器管理

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/files/kikikanri.pdf

LPガスをご利用の皆さまへ

このようなガス機器 お使いではありませんか！

近年、火がつきにくいガス機器や古いゴムホースなどを原因としたガス漏れやCO（一酸化炭素）中毒事故が目立っています。このようなガス機器を使い続けると大変危険です。すぐにLPガス販売店に連絡しましょう。

点火しにくいガス機器は！
点火操作を何度も繰り返すと、機器内に溜まったガスに引火し危険です。
*乾電池が切れていると点火できません。

古くなったゴムホース（ゴム管）は！
焼けこげやひび割れのあるゴムホースは、ガス漏れの危険があるためすぐ交換しましょう。また、ゴムホースはガスの元栓の赤い線まで差し込まれているか、ホースバンドで固定されているかの確認をしましょう。

使っていないガスの元栓は！
ガス機器に接続されていないガスの元栓のつまみを間違えて開けてしまう「誤開放」事故が増えています。つまみは「閉」になっているか、しっかり確認しましょう。
○誤開放防止のための「閉栓カバー」があります。

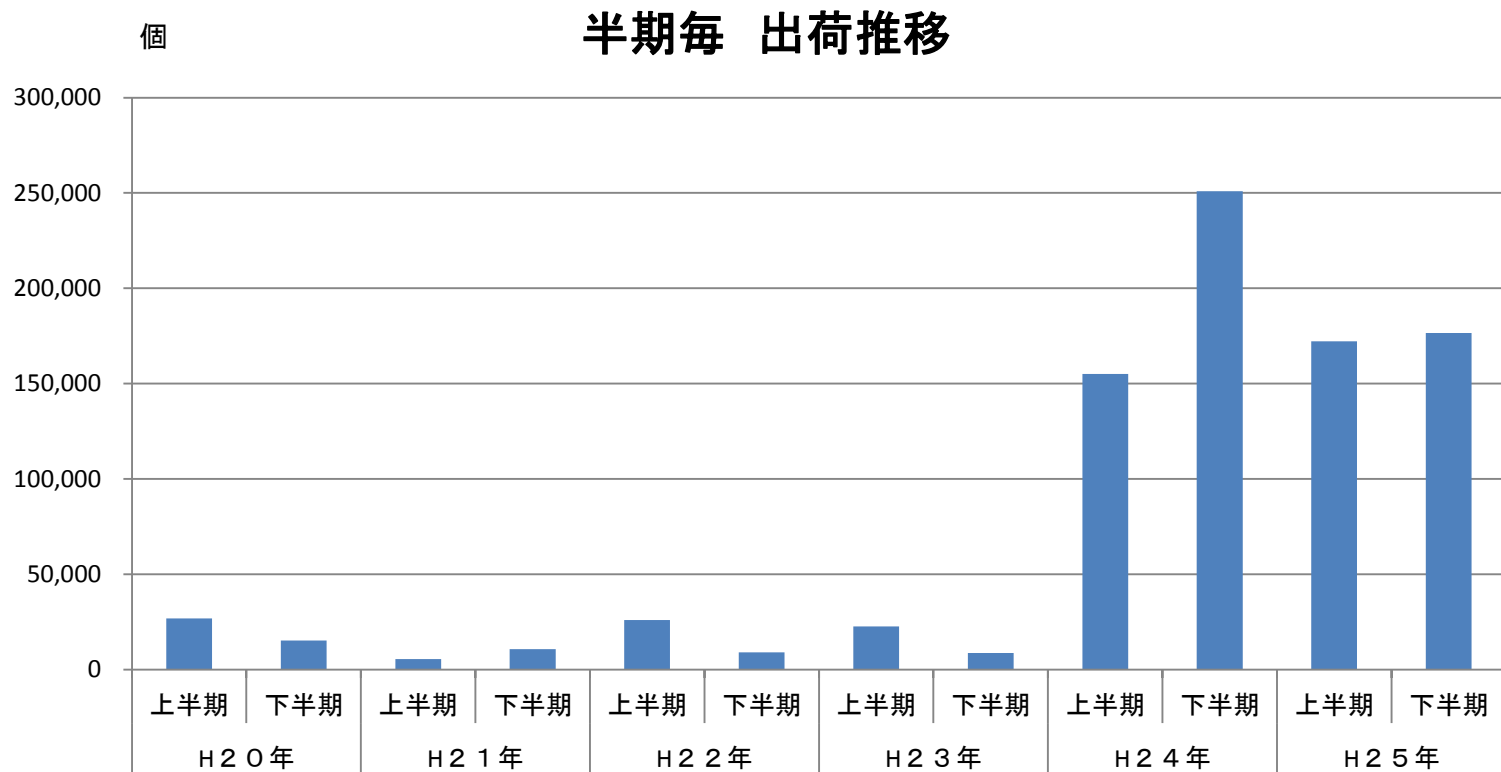
お使いのガス機器は大丈夫ですか。
少しでも不安を感じましたら、LPガス販売店に連絡し、点検を依頼しましょう。

経済産業省

4. 一般消費者等に起因する事故防止対策

④ガス栓カバーの出荷数

○ガス栓カバーの出荷数は、平成23年に比べ、平成24年は約13倍、平成25年は約11倍に増加。



暦年	H20年		H21年		H22年		H23年		H24年		H25年		累計
上半期(1-6月) 下半期(7-12月)	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
出荷数	26,847	15,333	5,585	10,675	26,052	9,120	22,642	8,752	155,144	250,858	172,268	176,508	

出典：一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会

4. 一般消費者等に起因する事故防止対策

⑤パロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器の発見状況について

○直近1年間(平成25年2月から平成26年1月末)において、LPガス販売事業者と都市ガス事業者からの連絡により、消費生活用製品安全法の回収命令の対象機器が13件発見された。このうち1件は開栓使用中の状況であった。

○使用していない空き部屋を再度使用する為に点検等を行った際、3件発見された。使用していない部屋等にも対象機器が存在する可能性を踏まえ、点検・周知を行うことが必要。

LPガス販売事業者、都市ガス事業者の再点検により対象製品を確認したもの

		平成25年											平成26年	合計
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
総数		518	518	519	519	521	524	525	526	529	529	529	529	－
増加数(ガス事業者等の再点検により確認)		2	0	1	0	2	3	1	1	3	0	0	0	13
うちLP		2	0	1	0	1	0	0	1	2	0	0	0	7
	空き部屋で確認	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	3
	開栓使用中	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

4. 一般消費者等に起因する事故防止対策

⑥長期使用製品安全点検制度の普及啓発(経済産業省・LPガス安全委員会)

家族で守ろう! LPガスを正しく使って

安全・安心を願う気持ちは、家族みんな一緒。CO(一酸化炭素)中毒・ガス漏れを防ぐこと、

家族で守ろう! 1

ガス器具を使うときは
必ず**換気**をしてね♡

ガス器具を使うときは、換気扇を回してときどき窓も開けて、必ず換気(給気と排気)をするようにしましょう。

換気扇は必ず回し、換気扇の下には必ず換気扇の取付け位置を確認してください。

家族で守ろう! 2

必ず目で見て**確認**
点火ミスや誤開放に
気を付けて!!

使っていないガスの元栓のつまみは必ず「閉」にし、ガス栓カバーとゴムキャップをつけましょう。ゴムホースも点検を忘れず、ひび割れや焼け焦げのあるものは交換を。

点火ミスを繰り返すと器具内にガスが溜まり、引火の恐れがあります。点火時は炎が青いことを確認して、異常を感じた場合はガス器具メーカーへ連絡をしましょう。

家族で守ろう! 3

古いガス器具は
忘れず**点検**を
お願いしましょうね。

屋内式のガス温水機器は法定点検の対象製品となりました。

屋内式のガス温水機器(法律により特定保守製品に指定された製品)は、経年劣化による事故を防止するために、対象製品を購入されたら、必ず同様の所有者名簿(登録はがき)を返送して所有者登録をしましょう。

特定保守製品
屋内式ガス温水機器
ガスメーター付
風呂釜
屋内式ガス温水機器

「安全点検制度」を利用しよう!

平成21年4月以降に製造された製品は法定点検の対象ですが、お家の古いガス器具があれば、法定点検に準じた点検を行います。点検・調査・修理・交換(有料)については、ガス器具メーカーにご相談ください。

説明を受けましょう
ガス器具購入店にて、制度についての説明を受けます。

所有者登録をしましょう
所有する製品をガス器具購入店に送付し、ガス器具メーカーに返送して登録をしましょう。

点検を受けましょう
点検時期が来ると通知が届きます。ガス器具メーカーに点検(有料)を依頼しましょう。点検を受け、必要に応じて修理が求められます。

LPガス
人と地球にスマイルを
10月10日はLPガスの日

ガスを再開するときの安全確認

地震などの災害後、ガスを再開するときには必ず次の安全確認を行いましょう。

安全チェック Ⅰ

ガス漏れやガスの臭いがしていないか

ガス漏れやガスの臭いが出たときは使用せず、器具検、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブを全て閉めて、「LPガス販売店」か「緊急時の連絡先」へ連絡してください。

安全チェック Ⅱ

ガス器具に損傷がないか

ガス器具が損傷していたときは使用せず、ガス器具メーカーに修理を依頼してください。

余震や停電に注意して使用しましょう。

ガスメーターが
しゃ断された場合は、
ガスメーターの表示を
確認して、復帰操作を
行ってください



復帰できない場合は、LPガス販売店にご連絡ください。
※ガスメーターの復帰方法など、詳しくはLPガス安全委員会ホームページでご確認ください。

異常があれば即連絡!

ガス臭い・ガス漏れなどの異常を感じたら使用をやめ、「緊急時の連絡先」へ連絡を。緊急時の連絡先はあらかじめLPガス販売店に確認してください。

緊急時の連絡先は
夜間・休日も
対応

緊急時は
30分以内に
対応

LPガス安全委員会／経済産業省

詳しくはLPガス販売店、またはLPガス安全委員会ホームページでご確認ください。

<http://www.lpg.or.jp/>

長期使用製品安全点検制度
の紹介(平成25年10月、
平成26年2月に週刊誌へ掲載)

5. LPガス販売事業者等に起因する事故防止対策

①他工事事事故防止についての注意喚起のためのリーフレット

○経済産業省は、厚生労働省と協力し、他工事事事故防止についての注意喚起のためのリーフレットを作成し、ホームページに掲載。

ご自宅のリフォーム工事等の際は事前にガス事業者への連絡をお願いします。

住宅工事等による ガス事故を防ぐために

自宅のリフォームや改修工事の際、ガス管やガス供給設備の位置等を確認しないで作業したため、ガス設備を誤って損傷し、お客様や作業員が巻き込まれる事故が発生しています。
お客様や作業員の安全を守るため、**工事の際は事前にガス販売店へ連絡し、ガス設備の取り扱い等、注意点を確認してください。**

厨房設備のレイアウト変更の際は事前にガス事業者への連絡をお願いします。

厨房設備のレイアウト変更による ガス事故を防ぐために

業務用厨房設備のレイアウトを変更した際、ゴム管の接続や不要になったガス栓が正しく処理されていないと、ガス漏れ等の事故につながります。厨房での事故は、従業員はもちろん、お客様を巻き込んで被害が大きくなる恐れがあります。お客様や従業員の安全を守るため、**厨房機器の入れ替えやレイアウト変更がある時は、ガス販売店に連絡してください。**

ガス漏えい・爆発の危険

埋設管・供給管の損傷に注意!



ガス管の位置を確認せずに工事を行うとガス管を損傷し、ガス漏れやガス爆発事故に至る場合があります。

ガス器具の接続に注意!



キッチン等をリフォームする際、ガス器具が正しく接続されていないと、ガス漏れ等の事故に至る場合があります。

CO(一酸化炭素)発生危険

排気筒のはずれ・ズレに注意!



ふろがまや排気筒の交換時等にズレが生じると、COを含んだ排気が室内に逆流し、CO中毒の原因になります。

給排気設備の不全に注意!



外壁の塗装時に養生シートで給排気設備をふさいだり、屋外式の燃焼器を液板等で囲むと、燃焼器から発生したCOが室内に滞留し、CO中毒の原因になります。

ガス漏えい・爆発の危険

未使用のガス栓に注意!



未使用のガス栓は断根処理がされていないと、接触等による断根放散によってガス漏れ事故につながります。未使用のガス栓はガス販売店へ連絡し、正しく処理してください。

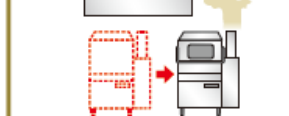
ガス栓・ゴム管の配置に注意!



ガス栓やゴム管が調理台の扉等に接触していると、燃焼器や調理台を移動した際に引っかかる等して、ガス漏れ事故につながります。

CO(一酸化炭素)発生危険

排気設備の位置に注意!



レイアウト変更によって正常な排気ができなくなると、COを含んだ排気が室内に滞留し、CO中毒の原因になります。

給排気設備の不全に注意!



燃焼器を増やしたり、入れ替えた際に、給排気設備の能力が不足すると、給排気不全によりCOを含んだ排気が室内に滞留し、CO中毒の原因になります。

CO(一酸化炭素)は無色・無臭できわめて毒性が強い気体です。気づかぬうちに中毒症状を起こし、意識を失ったり、死亡事故に繋がる場合があります。

機器の異常を感じたら
こちらへ連絡を
電話やメールでも構いません。
※「緊急時連絡先」は、あらかじめご確認ください。

●会社名
●緊急時連絡先

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sanogyo/lpgas/files/0226takoji.pdf

5. LPガス販売事業者等に起因する事故防止対策

②経済産業省(本省)から国土交通省への協力依頼(平成25年11月22日)

- ガス機器の給気・排気部を閉塞したまま機器を使用した場合、機器の着火・爆発や異常燃焼による機器の破損のほか、酸素不足による酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者が死亡する事例も発生している。
- 住宅塗装工事におけるガス機器の給気・排気部の閉塞によるガス事故
 - ・平成20年から平成24年の5年間:計62件発生(液化石油ガスと都市ガスの合計)
 - ・平成23年は22件、平成24年は11件と減少の傾向。



- こうした状況を踏まえ、平成25年11月22日、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課宛て、塗装工事業者の業界に対し以下の要請を行うよう協力を依頼。
 - ・養生を行う場合は、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
 - ・やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまでは絶対にガス機器を使用しないよう、住人への周知を徹底すること。
 - ・工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。
- ◎同日付けで、全国LPガス協会、日本液化石油ガス協議会、全国LPガス保安共済事業団、日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会に対して、ガス事業者を通じた一般消費者への周知を依頼。

経済産業省

25 商ガ安第15号
平成25年11月22日

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長 屋敷 次郎 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長 大本 治康

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

標記の件については、平成20年2月28日、平成21年1月22日、平成21年12月14日及び平成24年7月30日と4回にわたり協力依頼を行っておりますが、住宅塗装工事におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒やガス機器の破損などのガス事故は、平成20年から平成24年の5年間で計62件（うち死亡1件、中毒2件、酸欠1件）発生しております。最近では、平成23年で22件、平成24年では11件と減少の傾向が見られるものの、平成25年には既に17件の事故が発生しております。

ガス機器の給気・排気部を閉塞したまま機器を使用した場合、爆発や異常燃焼による機器の破損のほか、酸素不足による酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者が死に至る事例も発生しております。また、マンション等の集合住宅において、塗装工事を行う際、養生シートにて給排気口を閉塞させてしまったため、複数の機器が破損するという事故も発生しています。

つきましては、塗装工事業者等に対し、下記の要請を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 養生を行う場合は、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
2. やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまでは絶対にガス機器を使用しないよう、住人への周知を徹底すること。
3. 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

（添付資料）

- ・参考資料1 過去の同様の事故一覧
- ・参考資料2 注意喚起チラシ
http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobademinashitai/use/pdf/toso_2012_pamph.pdf
- ・参考資料3 平成20年2月28日付け「住宅塗装工事等の際のガス機器の給気・排気部の閉塞に関する注意喚起についての塗装工事業団体への協力依頼について」
- ・参考資料4 平成21年1月22日付け「住宅塗装工事等の際のガス機器の給気・排気部の閉塞に関する注意喚起についての塗装工事業団体への協力依頼について」
- ・参考資料5 平成21年12月14日付け「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）」
- ・参考資料6 平成24年7月30日付け「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）」

5. LPガス販売事業者等に起因する事故防止対策

③建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について(平成25年11月22日)

○経済産業省は建設工事等における事故が液化石油ガス及び都市ガスにおいて平成20から24年の5年間で計376件、平成24年は93件発生していることから、厚生労働省、国土交通省に対し、事故防止のため協力要請を実施。

○LPガス販売事業者に対しても、全国LPガス協会や日本液化石油ガス協議会を通じ、協力要請を行った。

経 済 産 業 省

25商ガ安第14号
平成25年11月22日

日本液化石油ガス協議会

経済産業省 商務流通保安グループ ガス安全室

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について(協力依頼)

標記の件について、今般、当省では、ガス事故における他工事事故の防止に向け、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全課建設安全対策室長及び国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長に対し、協力要請を行いましたので、その旨お知らせいたします。

なお、再発事故防止の観点から、貴団体においても傘下の事業者等に対し、以下の事項の周知を行って頂きますようお願いいたします。

- ・他工事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等についてガス事業者又は液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ずガス事業者又は液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- ・必要に応じて他工事の際に立ち会うこと。

5. LPガス販売事業者等に起因する事故防止対策

④調整器の期限管理状況の調査(平成25年1月)

平成25年1月24日
南高流通保安グループ
ガス安全室

○平成23年8月14日に宮崎県内で発生した調整器の故障に係る事故を契機に、宮崎県で調整器の期限管理の実態調査が行われた。

○これを受け、平成24年3月に本省及び産業保安監督部も同様の実態調査を実施した。

○さらに、その結果を受け、平成25年1月に本省所管の5社に対して聞き取り調査を実施し、調査結果を公表した。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/01/250124-1.html

調整器の期限管理に関する聞き取り調査結果について

平成23年8月14日に宮崎県内で発生した調整器の故障に係る事故を契機に、宮崎県、九州産業保安監督部、他の監督部等及び本省において、調整器の期限管理に係る実態調査を行っており、本省では平成24年3月15日付けで、調査結果を公表しております。

調査結果を受け、本省において、平成24年6月～7月の間に、所管の販売事業者51社のうち、

- ①調査時において、メーカー交換推奨期限を越えた調整器の割合が、全体の25%以上
- ②調査時において、メーカー交換推奨期限を10年以上越えた調整器の台数が100台以上

等5社に対し、今後の行政としての対応の参考とするため、企業としての取組状況や、今後の取組について、聞き取り調査を行いましたので、その結果等についてお知らせします。

1. 聞き取り調査の結果

(1) 期限切れの主な理由

- ・譲渡や承継があった際、譲渡元の販売事業者が期限を守っていなかった。
- ・供給設備が、消費者の所有物になっている場合には、消費者に費用負担がかかるため、簡単には交換に応じてもらえない。
- ・当初から交換計画は立てていたものの、東日本大震災の影響により、スケジュールが後ろ倒しになっていた。
- ・支店毎に対応を任せていたため、支店により期限管理の対応に差が生じていた。
- ・調整器の交換は、ガスメーターの交換時期に合わせていたため、期限を越えてしまっていた。

(2) 現在のメーカー交換推奨期限越えの調整器に対する取組状況

聞き取りをした販売事業者は全て計画的に交換を進めており、早いところで今年度中に、遅いところでも3年後までに期限越えの調整器を0にしたいとの回答があった。

(3) 企業としての今後の期限管理に対する考え方

- ・今後も継続して期限管理を行っていく。
- ・調整器だけでなく、高圧ホース、低圧ホースの期限管理も行い、どこかに併せて期限を延ばして交換するのではなく、一番早くメーカー交換推奨期限が訪れるものに併せて交換を進めていく。
- ・調整器、高圧ホース、低圧ホース、ガスメーター各々の交換推奨期限が迫った場合、

6. 質量販売に係る事故防止対策 質量販売事故防止についての注意喚起のためのリーフレット

○経済産業省は、総務省消防庁と協力し、消費者に対する質量販売事故防止の注意喚起のためのリーフレットを作成し、ホームページに掲載。

**屋外やイベント会場で
LPガスを使用するお客さまへ**



ガスの漏えい・爆発は、**周囲を巻き込み重大な事故**となる可能性があります。容器の取り扱いについてしっかり確認しましょう！

ガスの使用後や使っていない容器はバルブが完全に閉まっているか必ず確認してください。

容器バルブの誤開放に注意しましょう！
容器バルブの誤開放が、ガス漏れ事故の大きな原因になっています。使用する際はガス器具と正しく接続されていることを確認しましょう。

接続部分の“ゆるみ”に注意しましょう！
ゴムホースや調整器の接続部分に“ゆるみ”がないか確認しましょう。またホースを取り外す時には容器バルブの閉め忘れにご注意ください。

容器は転倒しないよう固定しましょう！
容器が転倒すると、バルブや調整器の接続部分が破損し、ガスが漏れるおそれがあります。転倒しないよう鎮等でしっかり固定しましょう。

LPガス販売店による消費設備調査にご協力をお願いします。
LPガス販売店には容器や調整器を含めて、お使いのガス器具を調査する義務が課せられています。LPガスの購入時や定期調査時にはご協力をお願いします。

ガス容器や器具の近くには可燃物を置かないでください。
ガス容器の近くで火災が起きた場合、容器が過熱し爆発するおそれがあります。

CO中毒にご注意ください。
室内等の密閉された空間でストーブ等の燃焼器具を使用すると、CO中毒事故に危険があります。

キャンプ場等でLPガスを使用するお客さまへ

ガス器具は正しく使って安全で楽しいキャンプを。事故防止のため必ずお守りください。

劣化したLPガス設備・器具は使用しない！

ガス器具の劣化は、ガス漏れや爆発・火災の原因となる他、バーナーの目づまり等によりCO（一酸化炭素）発生の原因にもなります。使用前にはよく確認し、劣化しているものは使わないでください。



リングが劣化したガス器具は使わない！

ゴム製のリングは消耗品です。リングが劣化したガス器具を使用するとガス漏れにより爆発・火災等の事故につながります。ひび割れ、「ささくれ」、「硬化・縮み」等があるものは新しいリングと交換してください。

密閉された車内やテント内ではガス器具を絶対に使用しない！

LPガス容器やガスカートリッジにかかわらず、密閉された車内やテント内でストーブ、こんろ、ランタン等のガス器具を使用すると、CO発生の原因になります。COは無色・無臭のため、気づかないうちに中毒症状を起こし身体が自由が奪われ、死亡事故につながる場合もあります。

過熱のおそれがある使い方はしない！

こんろ等を2台以上並べて使用する、炭火をのこす、電熱器が大きい調理器具を使用する、ガス器具を囲む等の行為はガスカートリッジが過熱し、爆発等のおそれがあります。



LPガス機器についての異常を感じたらこちらへ連絡を 電話番号等をご記入ください。

●LPガス販売店
●緊急時連絡先

ガスカートリッジ等に関するお問い合わせはこちらへ

ガスカートリッジは必ず使い切り、傷つて置かないこととを確かめてから使ってまわす。ガスカートリッジ等の取扱いについてご不明な点がありましたら、カセットボンベお客様センター（0120-14-0906 平日：10:00～17:00）またはメーカーへ直接お問い合わせください。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/files/1216shitsuryohanbai.pdf

7. 落雪対策

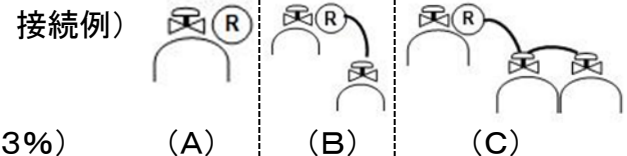
①経済産業省における積雪又は除雪による事故防止対策の検討状況について

○経済産業省及び高圧ガス保安協会では、より効果的な積雪地域の雪害対策に資するため、設備設置実態や、積雪による容器交換作業への影響を調べ、雪害事故防止のために必要な要件を取りまとめた。

○平成12年～平成24年に発生した事故の分析

過去13年間に発生した積雪又は除雪による事故301件を分析したところ、雪害事故は、以下のような場合に多く発生している傾向が見られた。

- ・高圧ホース及び調整器が損傷した事故175件のうち
単段式調整器を容器に直接取り付けていたもの(A):65件(37%)
片側容器直づけタイプの自動切替調整器を使用していたもの(B):41件(23%)
連結用高圧ホースを使用して増設していたもの(Cなど):19件(11%) (うち、片側容器直づけタイプの自動切替調整器を使用したものは5件)



○配送事業者に対するアンケート調査の結果

平成25年1月～2月にかけて、積雪地域の配送事業社150事業所に対してアンケート調査を実施したところ、以下のような傾向が見られている。

- ・単段式調整器を容器に直接取り付けで使用している消費先が40%以上を占めている事業者の割合:20%(51事業所/150事業所)
- ・片側容器直づけタイプの自動切替調整器を使用している消費先が40%以上を占めている事業者の割合:30%(45事業所/150事業所)
- ・積雪時期において、ガス切れを起こさないために連結用高圧ホースを使用して増設する事業者の割合:53%(80事業所/150事業所)

○以上から、雪害事故防止のために必要な対策をまとめた

- ☆供給管・配管まわりの対策として、落雪による損傷を受けやすい箇所では、横引き配管は軒裏、高所に設置するか、横引きせず立ち上がり配管で引き込む構造とする。また、配管の強度を上げることや固定を行う。
- ☆容器まわりの対策としては、家屋に隣接した容器収納庫や雪囲いを設ける。折損対策型の単段式調整器を使用する。また、片側容器直づけタイプでの自動切替式調整器、連結用高圧ホースの接続をしない。

○検証実験及びアンケート結果の更なる分析を行い、北海道LPガス協会を始めとする関係機関への意見照会を経て対策をまとめ、平成25年6月に経済産業省HPに報告書として掲載。

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E002780.pdf

7. 落雪対策

②降積雪期における防災態勢の強化について(平成25年12月25日)

○内閣総理大臣(中央防災会議会長)から各省庁に、更に経済産業省から全国LPガス協会、日本液化石油ガス協議会及び全国LPガス保安共済事業団に行った「降積雪期における防災体制の強化について」の要請(平成25年12月)を踏まえ、全国LPガス協会及び日本液化石油ガス協議会からLPガス販売事業者等に以下の内容を依頼。

○積降積雪に係る気象情報等に注意を払い、検針、容器交換、定期点検等の際に供給設備周辺の積雪状況の把握に努め、積雪、落雪及び雪下ろし等除雪に起因した供給設備等の破損に十分留意するとともに、破損が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。

○給湯器等の給排気筒等への積雪に起因した破損又は閉塞により一酸化炭素中毒が発生するおそれがあるため、一般消費者等に対して、機器の点検及び換気等に十分注意するよう周知する等の対策を適切に実施すること。

経済産業省

20131216商第29号
平成25年12月25日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業大臣臨時代理
国務大臣 石原 伸典



液化石油ガス販売事業者等に対する降積雪期における防災態勢の強化等の要請について

経済産業省は、平成25年12月16日付け中防災第24号をもって、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受けましたので、液化石油ガス販売事業者及び保安機関(以下「事業者等」という。)に対し、所要の対応を要請することとしました。

つきましては、貴傘下の各事業者等に対して、別紙を踏まえた下記の対応を要請するようお願いいたします。

記

1. 降積雪に係る気象情報等に注意を払い、検針、容器交換、定期点検等の際に供給設備周辺の積雪状況の把握に努め、積雪、落雪及び雪下ろし等除雪に起因した供給設備等の破損に十分留意するとともに、破損が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。

2. 給湯器等の給排気筒等への積雪に起因した破損又は閉塞により一酸化炭素中毒が発生するおそれがあるため、一般消費者等に対して、機器の点検及び換気等に十分注意するよう周知する等の対策を適切に実施すること。

7. 落雪対策

③降積雪期における防災態勢の強化について(平成26年1月7日)

全L協保安25第72号

平成26年1月7日

正 会 員 各位

(一社) 全国LPガス協会

○一般社団法人全国LPガス協会
及び日本液化石油ガス協議会
は、経済産業省からの要請を踏
まえ、平成25年12月の要請内
容を再度LPガス販売事業者等
に通知。

液化石油ガス事業者等に対する降積雪期における防災態勢の強化について
(お願い)

標記につきまして、経済産業省から、別添のとおり液化石油ガス販売事業者
及び保安機関に対して、所要の対応を図るよう要請がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会
員におかれましては、営業所等に対し、積雪又は除雪に起因した供給設備及び
給排気筒等の破損又は閉塞の対策等について別添のとおり対応を図られるよう
ご周知方よろしくお願いいたします。

以 上

7. 落雪対策

④北海道監督部管轄内における事故防止の注意喚起(平成25年12月10日)

北海道産業保安監督部

サイトマップ お問い合わせ RSS トップページ
サイト内検索 Google™ カスタム検索 検索

トップ > 産業保安 > 液化石油ガス > 液化石油ガスに関するお知らせ > 雪害によるLPガス事故の発生防止について(注意喚起)

雪害によるLPガス事故の発生防止について(注意喚起)

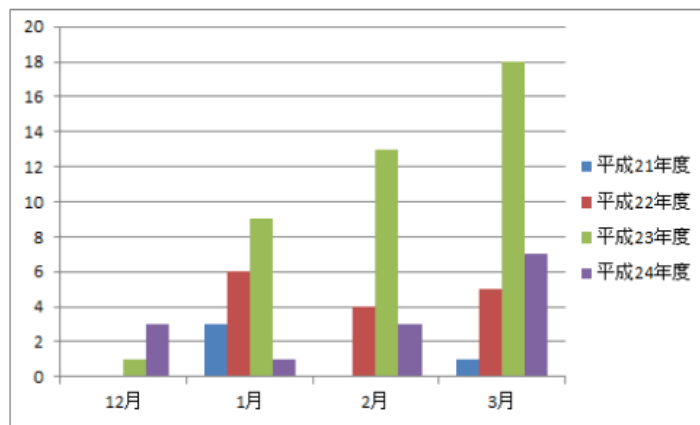
平成25年12月10日
北海道産業保安監督部

今年も既に積雪のシーズンを迎えています。昨年度は、平成24年12月から平成25年3月までに、住宅等において、落雪などによるLPガスの漏えい事故が14件発生しています。消費者の皆様におかれましては、雪下ろしや除雪の際は、ガス設備に衝撃を与えたり、ガス設備上に雪を積み上げたりしないように御注意願います。

1. 事故の発生状況について(下表参照)

平成22年度15件、平成23年度41件、平成24年度14件の雪害によるLPガスの漏洩事故が発生しています。

	12月	1月	2月	3月	計
平成21年度	0	3	0	1	4
平成22年度	0	6	4	5	15
平成23年度	1	9	13	18	41
平成24年度	3	1	3	7	14



○北海道産業保安監督部は、平成25年12月に「雪害によるLPガス事故の発生防止について」について、ホームページ上で注意喚起を実施。

http://www.safety-hokkaido.meti.go.jp/sangyo_hoan/lp_gas/caution/indexsnow.htm

7. 落雪対策

⑤関東東北産業保安監督部東北支部管轄内における事故防止の注意喚起 (平成25年2月15日、平成25年11月27日)

○関東東北産業保安監督部東北支部は、平成25年2月、11月に管内の一般消費者等に、降積雪期における事故防止のための注意喚起を呼びかけた。

平成25年2月15日
関東東北産業保安監督部東北支部

雪害によるLPGガス事故について（注意喚起）

東北地域の住宅や店舗において、3年連続で落雪や除雪に起因したLPGガスの漏えい事故が多発しています。
LPGガスご使用の皆様におかれましては、ガス設備（ガスボンベやガス配管、調整器など）付近の雪の状況を点検いただくとともに、雪下ろしや除雪の際はLPGガス設備に衝撃を与えないように御注意願います。

1. 事故の発生状況について

東北地域のLPGガス事故については、平成18年の大雪時に60件もの雪害事故が発生し、その後減少いたしましたが、平成23年（32件）、平成24年（32件）と2年連続で多発しており、本年も1月以降、住宅や店舗において落雪や除雪によるLPGガスの漏えい事故が多発しています。

2月15日現在、落雪や除雪による事故が9件報告されており、いずれも調整器やガス配管などのガス設備が落雪の衝撃や荷重等により破損し、ガスが漏えいしたものです。（別紙参照）

2. 液化石油ガス消費者の皆様へのお願い

既に、平成24年12月11日に雪害によるガス事故の発生防止について、当支部のホームページに掲載していますが、液化石油ガス消費者の皆様におかれましては、雪害事故防止のため、以下の事項についてご留意願います。

○雪下ろしや除雪の際は、ガス設備に衝撃を与えないよう注意してください。

また、雪下ろしの際は、隣接する住宅等のガス設備にも注意してください。

○屋根からの落雪があった時は、ガス設備の確認をしてください。

○事故が発生したガス設備の多くは、雪囲いや保護板の設置等の雪害対策がとられていませんでした。使用されているガス設備に、雪害対策がとられていない場合は、LPGガス販売事業者にご相談してください。

○緊急時に容器バルブを閉止できるようにガス設備周りの通路を除雪により確保しておきましょう。

○ガス臭いと感じたら、すぐにLPGガス販売事業者へ連絡してください。

・使用中の火気は全部消してください。

・火気は絶対に使用しないでください。

・着火源となる換気扇、電灯等のスイッチに絶対手を触れないでください。

・窓や戸を大きく開けましょう。

・ガス栓やメーターガス栓を閉めましょう。

○ガス漏れの発生を素早く認知するには、ガス警報器の設置が効果的です。なお、ガス警報器は、常に電源コンセントに接続しておいてください。

平成25年11月27日
関東東北産業保安監督部東北支部

雪害によるガス事故発生防止について（注意喚起）

東北管内では、雪下ろしや落雪等に伴うLPGガス設備の損傷によるガス漏れ事故が、平成19年から22年までは10件以下で推移していましたが、平成23年以降は大雪の影響により、平成23年32件、平成24年32件、平成25年23件と大幅に増加しております。（別紙1及び別紙2を参照して下さい）

これから本格的な降雪の時期を迎えるにあたり、消費者及び事業者の皆様には、以下に十分留意の上、雪害によるガス漏れ事故の防止に万全を期すよう、お願いします。

1. LPGガスの消費者の方へ

①雪下ろしや除雪の際は、ガス設備に衝撃を与えないよう注意してください。また、雪下ろしの際は、隣接する住宅等のガス設備にも注意してください。

②屋根からの落雪があった時は、ガス設備の確認をしてください。

③事故が発生したガス設備の多くは、雪囲いや保護板の設置等の雪害対策がとられていませんでした。使用されているガス設備に、雪害対策がとられていない場合は、LPGガス販売事業者にご相談してください。

④緊急時に容器バルブを閉止できるようにガス設備周りの通路を除雪により確保しておきましょう。

⑤ガス臭いと感じたら、すぐにLPGガス販売事業者へ連絡してください。

・使用中の火気は全部消してください。

・火気は絶対に使用しないでください。

・着火源となる換気扇、電灯等のスイッチに絶対手を触れないでください。

・窓や戸を大きく開けましょう。

・ガス栓やメーターガス栓を閉めましょう。

・LPGガスは本来においがありませんが、ガスが漏れた時にすぐに気づくように、タマネギの腐ったようなにおいをつけています。

⑥ガス漏れの発生を素早く認知するには、ガス警報器の設置が効果的です。なお、ガス警報器は、常に電源コンセントに接続しておいてください。

2. LPGガス販売事業者及び都市ガス事業者へ

自社のガス設備（供給設備等）について、適切な雪害防止対策を施すとともに、巡回点検や広報（周知）活動により、雪害によるガス事故防止に努めるようにお願いします。

7. 落雪対策

⑥一般社団法人北海道LPガス協会における雪害対策

- 一般社団法人北海道LPガス協会においては、平成23年5月に「LPガス設備の雪害対策について」を改訂、「実行可能なものはすぐに実施」として以下の具体的な対策を推進中。
- これらの対策の実施が1つでも増えれば、また、そのような事業者が増えれば、雪害事故は確実に減少するものと期待。

イ 容器設置場所と防護

- ①玄関脇に設置する ②切妻側に設置する ③軒下に設置する
- ④容器周辺を囲う ⑤容器収納庫に収納する

ロ 供給設備・配管等の対策

- ①配管のサイズアップまたは材質等の変更を行う
例) 転造ネジの使用、20Aの管径の使用(供給管) 等
- ②横引き配管は、軒下または出窓等の雪の影響がない場所に取り付ける
- ③横引き配管の支持は、サドルバンドまたはアングル架台を使用する
- ④支持するネジは、躯体で固定する
- ⑤横引き配管のソケット、チーズの接続部は、強度を持たせるため支持を前後100mm以内とする
- ⑥集合管と自動切替調整器の接続がねじ込みの場合は、ねじ込み部の100mm以内に支持金物を取り付ける
- ⑦自動切替調整器、ガスメーターを取り付ける場合は、できるだけ壁面に近着するよう取り付ける
- ⑧自動切替調整器は、ガスメーターの下部に設置する
- ⑨張力式ガス放出防止型高圧ホースを設置する(容器が転倒した場合に有効)

ハ 事故予防体制の整備

○雪害発生時の対応

- ①緊急時連絡先の整備(ステッカー等での周知) ②消費者に対する協力要請(火を消す、バルブを閉める等)
- ③通報受付の徹底(氏名、住所、事故の内容等) ④社内体制の整備 ⑤器材の整備
- ⑥その他(病院等における対応、自治体との連携、交通途絶時の対応等)

○LPガス漏えい時の措置

- ・容器バルブの閉止、火気の使用中止、滞留したガスについては防爆型ファンによる送風または吸引をする 等

雪害対策供給設備の施工モデル
(自動切替調整器)



調整器固定部

LPガス設備の雪害対策について

平成23年5月 改訂
監行 北海道エネルギーガス協会

7. 落雪対策

⑦雪害事故防止についての注意喚起のためのリーフレット

○経済産業省は、消費者に対する雪害事故防止の注意喚起のためのリーフレットを作成し、ホームページに掲載。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/files/1121setsugai.pdf

LPガスを安全・安心にお使いいただくために

雪の重さは大敵！ 雪害事故にご注意を

雪により雪害事故が発生することがあります。
雪下ろしや除雪、落雪による調整器、ガスメータ等の
損傷にご注意ください。

雪害対策をお願いします。



雪下ろし・除雪による損傷



落雪による損傷

LPガス設備にご注意を！

- 調整器の損傷
- ガスメータの損傷
- 容器バルブの損傷
- 供給管の損傷

LPガス

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

雪下ろしや除雪の際は、LPガス設備に衝撃を与えないよう、ご注意ください。



屋根からの落雪

屋根からの落雪があった時は、ガス設備の確認をしてください。



雪下ろしによる損傷

雪下ろしの時は、お隣りのガス設備にも注意してください。



ガス設備
周りの
除雪

お願い
緊急時に容器バルブを閉止できる
よう、ガス設備周りの通路を除雪し
ておきましょう。

このほか、LPガス設備の雪害対策についてLPガス販売店にご確認ください。

ガス臭いと感じたら…ガスもれの状況をすぐ連絡
「緊急時連絡先」が「LPガス販売店」に連絡してください。



- 点検を受けるまでは、ガスは使用しないでください。
- 火気は絶対に使用しないで！マッチやライターを点けたりなど、着火の原因となることは避けてください。



機器の異常を感じたら
こちらへ連絡を
電話番号等もご記入ください
※「緊急時連絡先」は、あらかじめLPガス
販売店にご確認ください。

●LPガス販売店
●緊急時連絡先

8. 自然災害対策

「LPガス災害対策マニュアル」を取りまとめ、フォローアップを実施(平成26年3月)

- 「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」(平成24年3月総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会報告書)において、「14の対応策」を提示。
- これらの具体化について、経済産業省からの依頼を受け、高圧ガス保安協会が同協会内に設置されている「地震対策マニュアル分科会」において検討を実施。
- 議論を経て、「LPガス消費者地震対策マニュアル」の改訂版「LPガス災害対策マニュアル」を取りまとめ。
- 「LPガス災害対策マニュアル」のフォローアップを実施。平成26年3月公表予定。

LPガス災害対策マニュアル (案)



平成25年3月

経済産業省
高圧ガス保安協会